

# Shell HELIX HX5 AJ 5W-30

## シェル ヒリックス HX5 AJ 5W-30

### ー高級ガソリンエンジン油ー

シェル ヒリックス HX5 AJ は、API SN および ILSAC GF-5 に認証されたオイルです。

シェル ヒリックス HX5 AJ は、高度精製技術によるベースオイルと、最先端の添加剤配合技術による省燃費エンジンオイルです。

省燃費性能を持ちながら優れた清浄性、耐摩耗性能を実現します。

#### 規格分類

API SN ILSAC GF-5

### ■シェル ヒリックス HX5 AJ 5W-30 の特徴

#### 1. 省燃費とコストパフォーマンスを両立したエンジンオイル

シェル ヒリックス HX5 AJ は、高度精製ベースオイルに最適な添加剤を配合することにより、エンジン内部の攪拌抵抗や摩擦による動力損失を低減します。省燃費志向のオイルで、コストを抑えて気軽に使用したいという方に最適なエンジンオイルです。

#### 2. 日本車の要求を満たしています

シェル ヒリックス HX5 AJ は、日本のエンジンに要求される性能を満足しています。

#### 3. エンジン内を長期間にわたりクリーンに保ちます

エンジンの高性能化によりエンジンオイルに対する熱負荷が増加し、エンジン内にスラッジが生成しやすい環境になっています。シェル ヒリックス HX5 AJ は、スラッジ生成への対策を十分考慮して設計されていますので、エンジン内をいつもクリーンに保ちエンジン性能が低下するのを防ぎます。

#### 4. ターボ車にも適しています

高温・高負荷な運転条件で十分な油膜を保持しようとすると、一般的には高粘度指数化が必要です。シェル ヒリックス HX5 AJ は、高度精製ベースオイルと添加剤システムの適正な配合によりターボ車への使用が可能です。

シェル ヒリックス HX5 AJ 5W-30 代表性状							
項目 粘度 グレード	密度 (15°C) g/cm <sup>3</sup>	引火点 (開放式) °C	流動点 °C	動粘度 mm <sup>2</sup> /s		色 (ASTM)	粘度 指数
				@40°C	@100°C		
5W-30	0.856	234	-35.0	54.0	9.9	L3.0	171

\* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更場合があります。(2016-08)

シェル ヒリックス HX5 AJ 5W-30 の販売荷姿 :

200Lドラム      20L ペール缶      4L×6

### ■使用上の留意事項

- ・他銘柄との混合は避けてください。混合することによりオイルの性能を低下させる場合がありますので、全量交換しのご使用おすすめします。
- ・オイル中にゴミ・ほこり・砂・水などが混入するとオイルポンプの効率を低下させたり、摩耗を促進しますので、保管・管理には充分注意してください。
- ・オイルの寿命はオイルの品質の他に、エンジン型式・オイルパン容量・オイルフィルターのタイプ・運転条件などによって異なります。
- ・極端な気温条件下での運転や、オイルを交換しないまま長期間使い続けることは、エンジンに悪影響をおよぼす恐れがありますのでご注意ください。
- ・規格と粘度グレードは、各車付属の取扱説明書を参照ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上、ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



#### 取扱上の注意

▼下記の注意事項に従ってお取扱ください。

《取り扱い上の注意》	
【安全対策】	・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起すことがあります。 ・目に入ると炎症を起すことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起すことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1